

エステティック機器認証制度
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>3. 認証の単位 (2ページ)</p>	<p>認証規格に明示されたカテゴリー単位とし、事業者のモデル名、型式名毎のモデル認証とする。 なお、認証は機器単独ではなく、事業者（システム規格の適用）と機器（認証規格の適用）のセットで扱う。</p> <p>「7. 認証の変更」において新規事業者と認められた場合は、認証は取り消される。</p>	<p>認証規格に明示されたカテゴリー単位とし、事業者のモデル名、型式名毎のモデル認証とする。 なお、認証は機器単独ではなく、事業者（システム規格の適用）と機器（認証規格の適用）のセットで扱う。</p> <p>以下全文削除</p>
<p>4. 認証基準及び 認証の決定 (2ページ)</p>	<p>下記の製品試験及びシステム書類審査を受け、合格することを認証基準とする。</p>	<p>下記の製品試験及びシステム書類審査を認証の基準とし、全ての基準に合格する機器に対して認証を付与する。</p>
<p>4. 1 製品試験 (2ページ)</p>	<p>J E Oが定めた認証規格を基準に、J E Oが「12. 試験機関の認定」に従って認定した試験機関(以下、「試験機関」という)が試験を行なう。 ただし、電気用品安全法に基づいて、経済産業大臣の登録を受けた試験機関において、検査を既に受けている機器については登録を受けた試験機関の発行する証明書の写しを添付することを条件に、J E Oが定めた認証規格のうち電気用品安全法にかかる部分はこれを適用せず、当該規格に関する製品試験は行わないものとする。</p>	<p>J E Oが定めた認証規格を基準に、J E Oが「12. 試験機関の認定」に従って認定した試験機関(以下、「試験機関」という)が試験を行なう。 ただし、電気用品安全法に基づいて、経済産業大臣の登録を受けた試験機関において検査を既に受けている機器については、登録を受けた試験機関の発行する証明書の写しを添付することを条件に、J E Oが定めた認証規格のうち電気用品安全法にかかる部分についてはこれを適用せず、当該規格に関する製品試験は行わないものとする。</p>
<p>4. 2 システム書類審査 (3ページ)</p>	<p>J E Oが別に定める「システム規格」に従って、申請事業者内での申請機器における安全性についての試験及び検査等のシステムについて、J E Oが書類審査を行なう。</p>	<p>J E Oが別に定める「システム規格」に従って、申請事業者内での申請機器における安全性についての試験および検査等のシステムについて書類審査を行なう。</p>

エステティック機器認証制度
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>4. 3 認証の決定 (3 ページ)</p>	<p>上記の試験機関より発行される試験成績書及びJ E Oによるシステム書類審査の結果を受け、J E Oの認証判定委員会が適合性の判定を行い、認証を決定する。</p> <p>ただし、認証は、申請者と機器のセットで行い、認証を受けようとする者(以下「申請者」という)が、J E Oと「機器認証に係わる契約書」の締結に合意することを条件として、認証書の発行をもって認証の決定とする。</p> <p>なお、J E O は、電気用品安全法に基づいて、試験機関の検査を既に受けている機器については、J E Oが定める認証規格のうち電気用品安全法にかかる部分以外の規格について認証するものとする。</p>	<p>J E Oのエステティック機器認証審査委員会は、上記の試験機関より発行される試験成績書およびシステム書類審査の結果について審査をおこない、審査結果報告書を作成し、認証判定委員会へ上程する。認証判定委員会は、当該上程報告書に基づき審議をおこない、当該機器に対する認証付与の可否を決定する。</p> <p>ただし、認証は、申請者が製造する機器に対して付与するものであり、認証を受けようとする者(以下「申請者」という)が、J E Oと「機器認証に係わる契約」を締結し、認証書の発行をもって認証の決定とする。同一仕様の機器であっても、システム書類審査に合格した製造管理体制以外の工程で製造された機器は、認証の対象とはならない。</p> <p>なお、J E O は、既に経済産業大臣の登録を受けた試験機関による電気用品安全法に基づく検査に合格している機器については、J E Oが定める認証規格のうち電気用品安全法にかかる部分以外の規格について認証するものとする。</p>
<p>5. 1 見積 (3 ページ)</p>	<p>① 申請者は、試験見積依頼書(書式No.001)に、必要事項を記入の上、見積必要書類を添えてJ E Oに提出する。 J E Oは、見積依頼書の写しと見積必要書類を試験機関に提出する。 なお、この際申請者はJ E Oの請求に基づき見積事務費用(10,500円税込)を支払う。</p>	<p>① 申請者は、試験見積依頼書(書式No.001)に、必要事項を記入の上、見積必要書類を添えてJ E Oに提出する。 J E Oは、見積依頼書の写しと見積必要書類を試験機関に提出する。 なお、この際申請者はJ E Oの請求に基づき見積事務費用(10,500円税込)を指定された期日までにJ E Oへ支払う。</p>

エステティック機器認証制度
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>5. 2 申請 (4 ページ)</p>	<p>④ 申請者は、認証申請書（書式No.003-1）および試験機関依頼試験申込書（文書 No.9911-112）、機器の安全性についての試験及び検査システムに関するシステム報告書（書式No.003-2）に必要事項を記入の上、J E Oへ送付する。 また申請者は、試験見積書記載の金額（試験費用+認証費用）をJ E Oに支払う。</p> <p>【費用に関するガイドライン】 J E Oが作成する試験見積書（書式No.002）の内容は以下のとおりとする。 1. 試験費用（機器の試験内容による） 2. 認証費用（認証書発行費用を含む）105,000円（税込） 3. 追加試験費用（認証試験が不適合と判断された場合、申請者は追加で試験を受けようとする場合に要する費用）</p>	<p>④ 申請者は、認証申請書（書式No.003-1）および試験機関依頼試験申込書（文書 No.9911-112）、機器の安全性についての試験及び検査システムに関するシステム報告書（書式No.003-2）に必要事項を記入の上、J E Oへ送付する。 また申請者は、試験見積書記載の金額（試験費用+認証費用）を<u>J E Oが発行する請求書記載の指定された期日までに</u>J E Oへ支払う。</p> <p>【費用に関するガイドライン】 1. 試験費用<u>（製品試験・システム書類審査）</u>（機器の試験内容による） 2. 認証費用（認証書発行費用を含む）105,000円（税込） 3. 追加試験費用（認証試験が不適合と判断された場合、申請者は追加で試験を受けようとする場合に要する費用）</p>
<p>5. 2 申請 (4 ページ)</p>	<p>⑤ J E Oは、認証申請書および試験見積記載金額の払込を確認したのち、申請書受理通知書（書式No.004）にJ E O管理番号をつけて申請者に送付する。 J E Oは、試験機関に依頼試験 申込書（文書 No.9911-112）を発行する。 試験機関は、受付番号および試験機関ファイル番号を付して受付案内書を申請者へ、写しをJ E Oへ送付する。</p>	<p>⑤ J E Oは、認証申請書及び<u>請求書</u>記載金額の<u>入金</u>を確認したのち、申請書受理通知書（書式No.004）にJ E O管理番号をつけて申請者に送付する。 J E Oは、試験機関に依頼試験 申込書（文書 No.9911-112）を発行する。 試験機関は、受付番号および試験機関ファイル番号を付して受付案内書を申請者へ、写しをJ E Oへ送付する。</p>
<p>5. 4 追試験 (4 ページ)</p>	<p>⑩ 継続する場合、申請者は、J E Oに追加試験費用の支払いと試験継続・終了申請書（書式No.008）を送付する。</p>	<p>⑩ 継続する場合、申請者は、J E Oに追加試験費用<u>を支払い</u>、試験継続・終了申請書（書式No.008）を送付する。</p>

エステティック機器認証制度
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>5. 7 現地調査 (6 ページ)</p>	<p>J E Oが必要と認めた場合は書類審査と共に現地調査を行う場合がある。 その際、この調査に係る費用については申請者が負担する。</p>	<p>J E Oが必要と認めた場合は書類審査と共に現地調査を行う場合がある。 その際、この調査に係る費用については、別途申請者が負担する。</p>
<p>5. 9 その他 (6 ページ)</p>	<p>⑩ 認証申請を取り下げても、試験費用と認証費用は返却しない。 ⑪ 重要部品等の変更がある場合は届出を行う。 内容確認により認証取消をする場合がある。</p>	<p>⑩ 認証申請を取り下げた場合に於いても、試験費用と認証費用は返却しない。 ⑪ 重要部品等の変更がある場合、申請事業者は届出を行うこととし、J E Oは、内容確認をおこなった結果により当該機器の認証を取り消す場合がある。</p>
<p>6. 認証シールの付与 (6 ページ)</p>	<p>上記の「4. 認証基準及び認証の決定」に従い、認証書を交付された事業者(以下、「認証事業者」という)は、「エステティック機器認証に関する契約書」で規定する認証シールの使用方法を遵守することを条件に、J E Oが発行する「機器認証シール」を購入し、当該機器に認証シールを貼付することができる。 ただし、認証書交付以前の機器には貼付できない。</p>	<p>上記の「4. 認証基準及び認証の決定」に従い、認証書を交付された事業者(以下、「認証事業者」という)は、「エステティック機器認証に関する契約書」で規定する認証シールの使用方法を遵守することを条件に、J E Oが発行する「機器認証シール」を購入し、当該機器に認証シールを貼付することができる。 ただし、当該機器であっても認証書交付日以前に製造された機器に対して貼付することはできない。</p>

エステティック機器認証制度
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>7. 認証の変更 (7ページ)</p>	<p>認証事業者は、業態及び認証の範囲の追加・変更等（海外製品においては当該製造事業所のISO9001認証の喪失）、認証書の記載事項に変更が生じた場合は、JEOに届出をしなければならない。</p> <p>その際、新規事業者として変更があったと認められた場合、認証は取り消される。JEOは、当該届出に基づき、追加の製品試験及びシステム書類審査を必要とするかどうか決定し、その結果を認定事業者に文書で回答しなければならない。</p>	<p>認証事業者は、業態、認証の範囲、認証書記載事項その他変更が生じた場合は、JEOに届出をしなければならない。</p> <p>JEOは、当該届出に基づき、追加の製品試験及びシステム書類審査を必要とするかどうか決定し、その結果を認証事業者に文書で回答しなければならない。</p> <p>当該届出内容が以下に該当する場合、JEOは当該機器の認証を取り消すことができる。</p> <p>①当該認証機器製造に関する権利を第三者へ譲渡した場合 ②製造管理体制の一部または全部を第三者へ移管した場合 ③製造事業所（下請け工場等を含む）を変更した場合 ④認証事業者の経営権に係る事項を変更した場合 ⑤海外製品において当該製造事業所がISO9001認証を喪失した場合 ⑥その他変更内容が合理的理由により認証の維持が困難であるとJEOが判断した場合</p>
<p>8. 市場に於ける 買取り調査 (7ページ)</p>	<p>認証事業者が「4. 認証基準及び認証の決定」に従い、正しくこれを履行しているか否かを調査する必要があるとJEOが認めた場合、市場に販売されている認証機器を買取りし、調査する。</p> <p>調査の結果、審査委員会にて対応について検討する。</p> <p>なお、この調査に係る当該機器の買取り費用及び試験費用は認証事業者の負担とする。</p>	<p>認証事業者が「4. 認証基準及び認証の決定」に従い、正しくこれを履行しているか否かを調査する必要があるとJEOが認めた場合、市場に販売されている認証機器を買取りし、調査する。</p> <p>調査の結果、JEOのエステティック機器認証審査委員会にて対応について検討する。</p> <p>なお、この調査に係る当該機器の買取り費用及び試験費用は、認証事業者の負担とする。</p>

エステティック機器認証制度
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>9. サーベイランス (7ページ)</p>	<p>J E Oは、認証取得者に対して、「エステティック機器認証に関する契約書」に基づいてサーベイランスを行なうものとする。 定期的なサーベイランスは、認証機器の初回製品試験及び初回の当該機器の安全性に関する試験及び検査システムの書類審査の結果（海外製品においてはIS09001認証）が引き続き維持されているかどうかを確認するものであり、認証取得者が認証された日から起算して3年が経過する毎に行なうものとする。</p>	<p>J E Oは、認証事業者に対して、「エステティック機器認証に関する契約書」に基づいてサーベイランスを行なうものとする。 定期的なサーベイランスは、認証機器の初回「製品試験」及び「エステティック機器の安全性に関する試験及び検査システムの書類審査」の結果（海外製品においてはIS09001認証）が引き続き維持されているかどうかを確認するものであり、当該機器が認証された日を起算日とし、原則として3年が経過する毎に行なうものとする。</p>
<p>9. 1 案内 (8ページ)</p>	<p>J E O は管理台帳に基づき、認証取得後3年又は5年になる2ヶ月前に、サーベイランス実施案内書（書式No.010）を認証取得者に送付する。</p>	<p>J E Oは、管理台帳に基づき認証取得後3年又は5年に到達する日の2ヶ月前までに、サーベイランス実施案内書（書式No.010）を認証事業者に送付する。</p>
<p>9. 2 手順（申請） (8ページ)</p>	<p>初回認証と同様、「5. 認証プロセス」に従って行なうものとする。 認証取得者は送付された案内書に同封されているサーベイランス見積依頼書（書式No.016）に必要事項を記入し、必要書類等（認証取得時に発行された試験成績書を含む）をJ E Oに送付し、J E Oはこれを試験機関に送付する。</p>	<p>初回認証申請の際と同様、「5. 認証プロセス」に従って行なうものとする。 認証事業者は、送付された案内書に同封されているサーベイランス見積依頼書（書式No.016）に必要事項を記入し、必要書類等（認証取得時に発行された試験成績書を含む）をJ E Oに送付し、J E Oはこれを試験機関に送付する。</p>
<p>9. 3サーベイランス の見積 (8ページ)</p>	<p>J E Oはサーベイランス申請書受理通知書（書式No.018）を発行した後、サーベイランス試験見積書（書式No.017）を申請者に発行する。 J E Oが作成するサーベイランス見積書の内容は、以下のとおりとする。 サーベイランス費用 （機器の試験内容による） サーベイランス認証費用 105,000円（税込）</p>	<p>J E Oはサーベイランス申請書受理通知書（書式No.018）を発行した後、サーベイランス試験見積書（書式No.017）を申請者に発行する。 J E Oが作成するサーベイランス見積書の内容は、以下のとおりとする。 1. サーベイランス費用（製品試験・システム書類審査） （機器の試験内容による） 2. サーベイランス認証費用 105,000円（税込）</p>

エステティック機器認証制度
新旧対照表

2012年4月1日

条項	旧	新
<p>9. 5 サーベイランス 費用の支払い (8 ページ)</p>	<p>申請者はサーベイランス申請と同時に J E O が請求する見積記載金額を指定金融機関に振り込むものとする。</p>	<p>申請者は、サーベイランス申請と同時に J E O が請求する <u>サーベイランス見積記載金額を指定された期日までに J E O へ支払うものとする。</u></p>
<p>9. 6 サーベイランス サンプル機器 (8 ページ)</p>	<p>申請者はサーベイランスサンプル機器を送付する。</p>	<p>申請者はサーベイランスサンプル機器を <u>試験機関へ</u>送付する。</p>
<p>9. 8 不合格の処置 (9 ページ)</p>	<p>不合格となった場合は、実情に応じて是正処置の勧告または認証取消とする。 また、サーベイランスを受審しない場合は認証取消とする。</p>	<p>不合格となった場合は、実情に応じて是正処置の勧告または認証取消とする。 また、サーベイランスを受審しない場合、<u>当該認証は有効期間満了日をもって失効する。</u></p>